

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社竹中土木（取締役社長 竹中 祥吾）
	法人番号 4010601030580
住 所	東京都江東区新砂 1－1－1

2. 措置期間

令和 8 年 7 月 13 日 ～ 令和 8 年 10 月 12 日 （ 3か月 ）

3. 事実概要

当該事業者の社員は、「近畿自動車道 久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、労働安全衛生法第 1 0 0 条等違反により、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 2 6（労働安全衛生法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第 2 6】

措 置 要 件	期 間
(労働安全衛生法違反行為) 6 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 1 0 0 条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月以上 1 2 か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町 2－1 6
（電話） 0 2 4－5 2 1－7 8 9 9